

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

平成 30 年 11 月 26 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800060号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800030号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年9月1日から昭和56年2月10日まで

私は、A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。同社では、同僚に社会保険関係事務を含め事務全般を任せていたが、代表取締役であった私も厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていたはずである。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社の代表取締役であったと主張しているところ、同社に係る閉鎖登記簿謄本によると、請求者は、昭和52年3月8日に同社の代表取締役に就任し、昭和58年4月30日に代表取締役を辞任していることから、請求者は、請求期間の一部において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、請求者が専務であったとする同僚(以下「元専務」という。)は、請求者が親会社であったとするB社において、請求者と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、元専務は、請求者のB社を退職した後の動向は知らない旨回答している上、A社に係る閉鎖登記簿謄本に記載された取締役2名(以下「元役員」という。請求者を除く。)のうち、1名は所在が確認できず、残り1名に文書照会したが、回答が得られなかったことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記の元専務及び元役員2名の請求期間における年金記録についてオンライン記録により確認したところ、元役員1名は国民年金及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、元専務と元役員1名は国民年金に加入しており、国民年金保険料については、元専務は全て納付済みであり、元役員は全て未納である。

さらに、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、C県D市に1事業所のみ該当するが、当該事業所のオンライン記録には、請求者、元専務及び元役員2名の氏名がないことから、当該事業所は請求者が勤務した事業所でない上、請求者が勤務した事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

加えて、A社の事業主である請求者は、請求期間当時の給与明細書、賃金台帳、源泉徴収簿等を保存しておらず、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800067号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800031号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年5月頃から昭和46年10月頃まで

私は、請求期間において、A社に正社員として勤めていたが、厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が請求期間に勤務していたとする事業所について、閉鎖登記簿謄本によると、A社として昭和27年12月22日に設立し、昭和51年2月29日に解散していることが確認できるが、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、同社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社は既に解散しており、請求期間当時の代表取締役も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が氏名を挙げた同僚について、オンライン記録により氏名検索を行ったが、氏名以外の情報が分からないため、当該同僚を特定できない上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B公共職業安定所の回答によると、A社に係る雇用保険設置の記録がないことから、請求者の請求期間における同社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者の居住地であるB市は、請求者について、昭和36年4月1日から平成29年1月24日まで国民健康保険の被保険者であると回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。